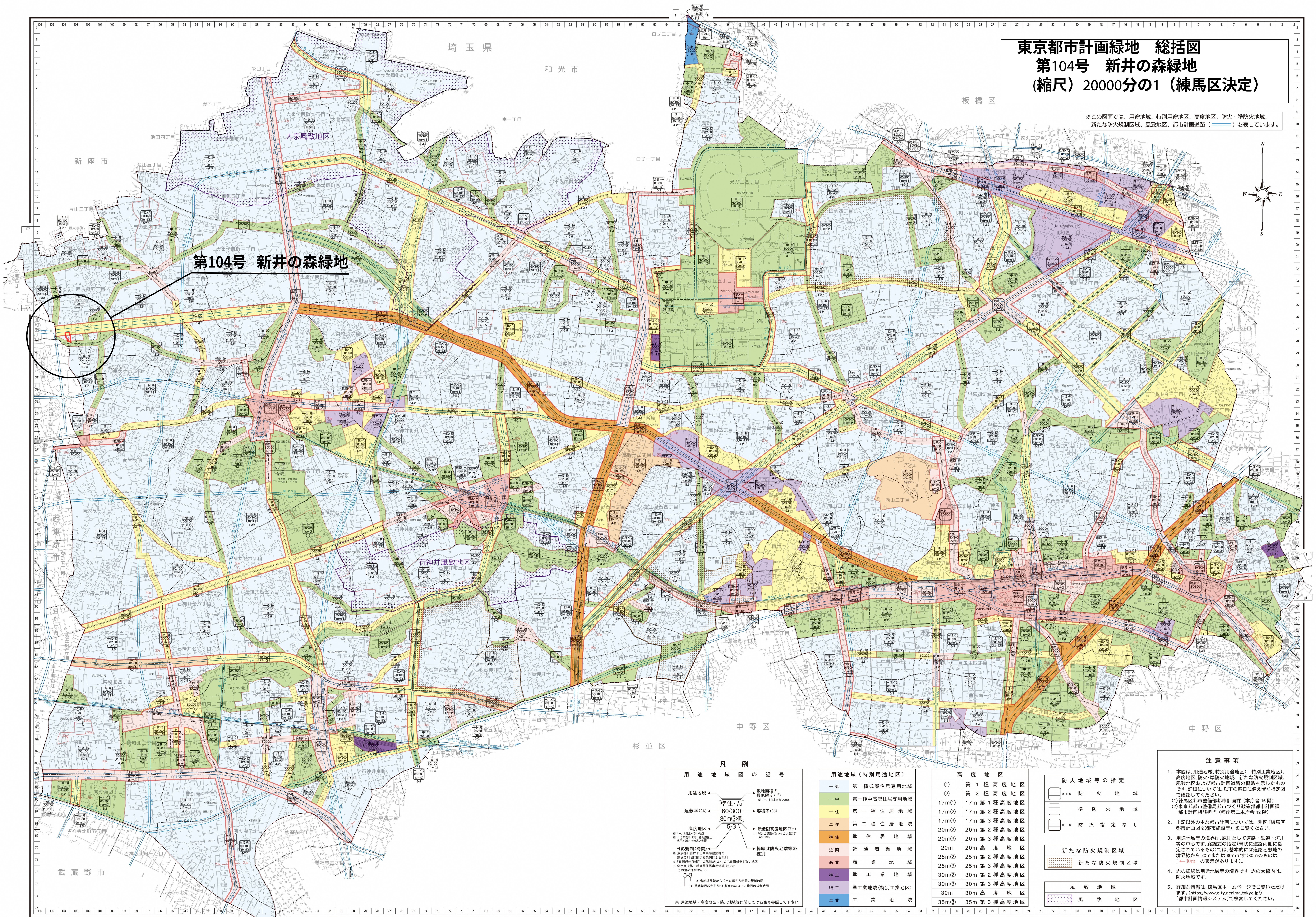


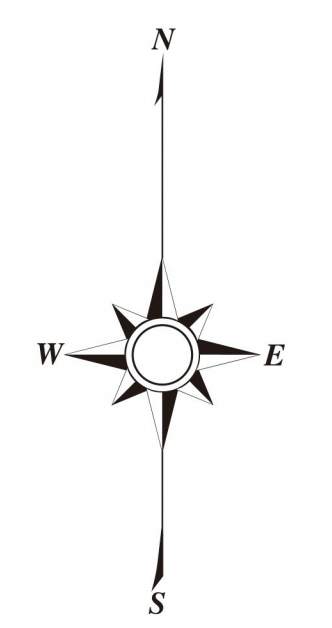


東京都市計画緑地 総括図

第104号 新井の森緑地

(縮尺) 20000分の1 (練馬区決定)

※この図面では、用途地域、特別用途地区、高度地区、防火・準防火地域、新たな防火規制区域、風致地区、都市計画道路()を表現しています。



第104号 新井の森緑地

凡 例

用途地域図の記号

用途地域 ← 敷地面積の最低限度 (㎡)
準住: 75
60/300 → 容積率 (%)
5-3
高度地区 ← 最低高度地区 (7m)
日影規制 (時間) → 緑地は防火地域等の種別
※ 敷地面積から10mを超える範囲の規制時間
※ 敷地面積から5mを超え10m以下の範囲の規制時間

※ 用途地域・高度地区・防火地域等に関しては右表も参照して下さい。

用途地域 (特別用途地区)	
一低	第一種低層住居専用地域
一中	第一種中高層住居専用地域
一住	第一種住居地域
二住	第二種住居地域
準住	準住居地域
近商	近隣商業地域
商業	商業地域
準工	準工業地域
特工	準工業地域 (特別工業地区)
工業	工業地域

高度地区	
①	第1種高度地区
②	第2種高度地区
17m①	17m 第1種高度地区
17m②	17m 第2種高度地区
17m③	17m 第3種高度地区
20m①	20m 第1種高度地区
20m②	20m 第2種高度地区
20m③	20m 第3種高度地区
25m①	25m 第1種高度地区
25m②	25m 第2種高度地区
30m①	30m 第1種高度地区
30m②	30m 第2種高度地区
30m③	30m 第3種高度地区
35m①	35m 第1種高度地区
35m②	35m 第2種高度地区
35m③	35m 第3種高度地区

防火地域等の指定	
防火地域	防火指定なし
準防火地域	防火指定なし
新たな防火規制区域	新たな防火規制区域
風致地区	風致地区

- ### 注意事項
- 本図は、用途地域、特別用途地区(=特別工業地区)、高度地区、防火・準防火地域、新たな防火規制区域、風致地区および都市計画道路の概略を示したものです。詳細については、以下の窓口へ備え置く指定図で確認してください。
(1) 練馬区都市整備部都市計画課 (本庁舎 16階)
(2) 東京都市部整備局都市づくり政策部都市計画課 都市計画相談担当 (都庁第二本庁舎 12階)
 - 上記以外の主な都市計画については、別図「練馬区都市計画図 2(都市施設等)」をご覧ください。
 - 用途地域等の境界は、原則として道路、鉄道、河川等の中心です。路幅式の指定(帯状に道路側に指定されているもの)では、基本的に道路と敷地の境界線から20mまたは30mです(30mのものは「≒30m」の表示があります)。
 - 赤の細線は用途地域等の境界です。赤の太線内は、防火地域です。
 - 詳細な情報は、練馬区ホームページでご覧いただけます。(https://www.city.nerima.tokyo.jp/)
「都市計画情報システム」で検索してください。